

平成26年

第3回市議会定例会 議案第11号

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年9月3日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年函館市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第16条第3項中「保育の実施」を「保育の提供もしくは法第24条第5項もしくは第6項の規定による措置」に改める。

第17条中「児童福祉施設」の後ろに「（保育所を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 保育所は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的および運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数および職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日および時間ならびに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由およびその額
- (6) 乳児、満3歳に満たない幼児および満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 保育所の利用の開始、終了に関する事項および利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 保育所の運営に関する重要事項

第20条第2項中「保育の実施」を「保育の提供もしくは法第24条第5項もしくは第6項の規定による措置」に改める。

第35条第8号イの表中

	避難用	建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	を
--	-----	--------------------------------	---

	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニーまたは外気に向かって開くことのできる窓もしくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号および第9号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>	に
--	-----	--	---

改め、同号を同条第9号とし、同条第4号から第7号までを1号ずつ繰

り下げ、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 前2号の規定にかかわらず、乳児室およびほふく室を一の部屋として設ける場合の面積は、乳児または第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

第37条第2項中「(認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。))第7条第1項に規定する認定こども園をいう。)である保育所(以下この項において「認定保育所」という。)にあっては、幼稚園(学校教育法第1条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)と同様に1日に4時間程度利用する幼児(以下この項において「短時間利用児」という。)おおむね35人につき1人以上、1日に8時間程度利用する幼児(以下この項において「長時間利用児」という。)おおむね20人につき1人以上)」および「(認定保育所にあっては、短時間利用児おおむね35人につき1人以上、長時間利用児おおむね30人につき1人以上)」を削る。

第41条を次のように改める。

(業務の質の評価等)

第41条 保育所は、自らその行う法第39条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第42条を削る。

附則第2条から附則第7条までを削り、附則第8条を附則第7条とし、附則第9条から附則第12条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際現に存する保育所の建物（この条例の施行の日の到来の時点において建築中のものを含み、同日以後に増築され、または全面的に改築されたものを除く。）については、当分の間、改正後の第35条第4号の規定は、適用しない。

(提案理由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い保育所内部の規程に関する規定、保育所の避難用設備に関する規定等を整備し、ならびに保育所に乳児室およびほふく室を一の部屋として設ける場合の面積の基準を定めるため